

令和 7 年 2 月 1 日現在

介護老人保健施設 ふれあいの渚 重要事項説明書 《介護老人保健施設サービス》

1. 施設の概要

- ・ 法人名 医療法人社団 康心会
- ・ 施設名 介護老人保健施設 ふれあいの渚
- ・ 開設年月日 平成 17 年 4 月 1 日
- ・ 所在地 〒253-0073 神奈川県茅ヶ崎市中島 1 2 2 0 番地
- ・ 施設長 奥 淳治
- ・ 事業所番号 神奈川県 1 4 5 2 4 8 0 0 3 6 号
- ・ 併設サービス 短期入所療養介護（介護予防含む）
通所リハビリテーション（介護予防含む）

2. 職員体制

職 種	人 員
管理者（医師と兼務）	1.0 名
医 師	1.4 名以上
看護師	12.6 名以上
介護職員	31.5 名以上
リハビリ職員 理学療法士	2.0 名以上
作業療法士	2.0 名以上
言語聴覚士	0.4 名以上
管理栄養士	1.0 名以上
薬剤師	0.5 名以上
支援相談員	1.4 名以上
介護支援専門員	2.0 名以上
事務員	6.0 名以上

3. 利用定員等

- ・ 入所定員 1 3 2 名（短期療養介護入所者含む）
- ・ 入所療養室 1 人部屋 4 4 室、 4 人部屋 2 2 室
 - ① 2 F 1 人部屋 1 6 室（1 6 名） 4 人部屋 6 室（2 4 名）
 - ② 3 F 1 人部屋 1 4 室（1 4 名） 4 人部屋 8 室（3 2 名）
 - ③ 4 F 1 人部屋 1 4 室（1 4 名） 4 人部屋 8 室（3 2 名）

(1) 基本料金 (代表的な例：介護保険1割負担の場合)

	介護度	個室	多床室
基本型 サービス費	要介護1	750円/日	829円/日
	要介護2	798円/日	881円/日
	要介護3	866円/日	949円/日
	要介護4	923円/日	1,005円/日
	要介護5	974円/日	1,058円/日

(2) 加算料金 (代表的な例：介護保険1割負担の場合)

夜勤職員配置加算		26円/日
短期集中リハビリテーション実施加算		209円/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ (週3日まで)		251円/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ (週3日まで)		126円/回
初期加算Ⅰ (入所後30日間に限り加算)		63円/日
初期加算Ⅱ (入所後30日間に限り加算)		32円/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)		23円/日
介護職員処遇改善加算 (新区分Ⅰ)		(基本料金+加算料金) × 7.5%
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ)		54円/日
認知症ケア加算 (認知症専門棟に限り加算)		80円/日
療養食加算		7円/回
経口移行加算		30円/日
経口維持加算	経口維持加算 (Ⅰ)	418円/月
	経口維持加算 (Ⅱ)	105円/月
外泊時費用/日		379円/日
入所前後訪問指導加算 (Ⅰ)		471円/回
入所前後訪問指導加算 (Ⅱ)		502円/回
退所時指導等加算	試行的退所時指導加算	418円/回
	退所時情報提供加算	523円/回
	入退所前連携加算 (Ⅰ)	627円/回
	入退所前連携加算 (Ⅱ)	418円/回
	訪問看護指示加算	314円/回
緊急時施設療養費	緊急時治療管理費	542円/日
	特定治療	医科診療報酬点数 × 10円

所定疾患施設療養費（Ⅱ）		502円/日
ターミナルケア加算	ターミナルケア加算（死亡日）	1,986円/日
	ターミナルケア加算（2～3日）	951円/日
	ターミナルケア加算（4～30日）	168円/日
	ターミナルケア加算（31～45日）	76円/日
再入所時栄養連携加算		209円/回
口腔衛生管理加算（Ⅰ）（1月につき）		95円/月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）（1月につき）		115円/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算		209円/回
排せつ支援加算	排せつ支援加算（Ⅰ）（1月につき）	11円/月
	排せつ支援加算（Ⅱ）（1月につき）	16円/月
	排せつ支援加算（Ⅲ）（1月につき）	21円/月
自立支援推進加算（1月につき）		314円/月
安全対策体制加算（入所中1回）		21円/回
在宅サービスを利用したときの費用		836円/日

※（1）（2）については地域加算 10.45 を乗じています。

※端数処理の都合上、1円単位の誤差が発生する場合があります。

（3） 居住費・食費 ※令和6年8月1日から

項目		入所者負担分	内容
居住費	従来型個室	1,728円/日	建築費・修繕維持費・光熱水費
	多床室	437円/日	
	ユニット側個室	2,066円/日	
食費（食材料費・調理費）		1,735円/日	朝食 315円 昼食 710円 夕食 710円

(4) その他の費用（ご入所者10割負担分）ご入所者の希望により提供した場合
（項目の※は、税込価格）

項目	入所者負担分	内容
特別室利用料 ※	4,400円/日	個室利用時（認知症専門棟は除きます）
理美容代	別紙料金表参照	ご入所者様の希望により料金が異なります。
日常生活品費 ※	実費	※1 委託業者との契約により購入できません ※2 入浴用タオル石けん及びシャンプー（リンス）は、施設でご用意致します
教養娯楽費	15円/回	書道の会
	20円/回	菜園の会
	20円/回	音楽の会
	実費	趣味の会（趣味活動の材料費）
私物洗濯代 ※	402円/回	週に2回の入浴日に業者へ出します 量に関わらず1回の料金
タオルリース代 ※	139円/日	バスタオル、フェイスタオル、おしぼり等
特別行事費	実費	特別行事を開催した際の参加費
特別な飲食代 ※	実費	入所者が希望した場合の飲食代
クラブ活動費	実費	ご希望によりクラブ活動に参加をされた際の物品代
健康管理料等 ※	実費（金額は各市町村の取り決めによる）	インフルエンザ接種料等 入所者が希望した場合
診断書作成料 ※	3,300円/部	入所者が希望した場合
死亡診断書作成料 ※	5,500円/部	死亡時役所提出用
死亡処置料 ※	11,000円/回	清拭、着替え等
エンゼルセット ※	2,420円/組	看取りのケア・メイクセット

5. サービス内容

施設サービス計画によるサービス内容をご本人もしくはご家族に説明し、ご同意いただきます。
内容についてのご要望・ご質問等がございましたら施設ケアマネージャーへお申し出下さい。

- ①食事 【朝食】 8:00～8:30
【昼食】 12:00～12:30
【夕食】 18:00～18:30
- ②介護 着脱、排泄、入浴、移動等生活全般に関わる介助
- ③入浴 週2回（ご利用者の体調により、特別浴や清拭に変更する場合があります。）
- ④機能訓練 リハビリ専門スタッフによりご利用者各々のプログラムを作成し、集団訓練や個別訓練を実施します。プログラム内容につきましては、リハビリ実施計画書により、ご本人もしくはご家族に説明し、ご同意いただきます。
- ⑤レクリエーション、各種クラブ活動、各種行事
- ⑥医学的管理に基づく健康管理

6. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいております。老人基本健診などは、こちらで受診することができます。

【協力医療機関】

- ① 名称 湘南東部総合病院（医科・歯科）
住所 茅ヶ崎市西久保500
電話番号 0467—83—9111（代表）

7. 入所ご利用にあたっての留意事項

①お支払い

利用料は月末締め翌月末払いです。請求書は毎月翌月10日前後に発送となります。郵送先は契約書にてご署名頂いたあて先へご郵送いたします。お支払い方法は、口座振替にて毎月27日の自動引き落としとさせていただきます。口座振替お申し込みがご都合により難しい場合は総務課へご相談いただきますようお願い申し上げます。

②他科受診

入所中に医療的なケアが必要になった場合は、施設長・看護師による医学的ケアを行います。その後、積極的な医療行為が必要になった場合は医療機関を受診することになります。

（介護保険施設では、制度上の理由により、施設内での積極的な医療行為は行えません）

外来受診の際にご入院となった場合は、一度介護老人保健施設サービス契約が解除され、「退所」となります。なお、退院後ご利用者の状態によっては、再入所できない場合がありますのでご理解のほどお願い申し上げます。

受診はご家族に付き添いをお願いしております。病状によってはそのまま入院となることもあり、手続きやお支払い等でご家族の付き添いが必要となります。外来受診は当施設の医師の指示により、医療機関を受診して頂くこととなりますが、受診時のお支払いは、介護老人保健施設入所中の扱いになります。（一部自費の支払いが発生することがあります）

受診時の送迎は当施設で行いますが、夜間・土日祝日等総務課職員が不在時送迎は行えません。ご家族または介護タクシー等をご利用いただくようになりますのでご了承ください。

③緊急時の対応と連絡先

契約書の住所・連絡先が変更された場合は緊急時のご連絡が行き届かない場合がございますので速やかにお知らせください。尚、病状の急変時は病状に応じた対応を行い、ご家族に連絡させていただいておりますが、第一連絡先にご連絡がつかない場合の際にご対応をお願いできる方を第二連絡先としてご記入いただき、緊急時の対応をお願いさせていただきます。第二連絡先は夜間等でも対応のできる方をお願いいたします。

④ご入所中のお薬について

ご利用期間中の医学的管理上、入所サービスをご利用いただくと同時に主治医は当施設の施設長になります。従いまして、従来服用していたお薬を変更することがございますので予めご了承ください。

⑤身体拘束廃止に関する説明と同意

身体拘束は原則禁止となっております。当施設は、ご利用者様一人ひとりの健康と尊厳を守り、明るい笑顔と温かい介護で「あなたらしい生活」を支えます。の理念の下、身体拘束は行っておりません。但し、介護保険の運営基準上（介護老人保健施設の人員設備及び運営に関する基準第13条4項）、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するめ、緊急やむを得ない場合には身体拘束が認められております。

次の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られますのでご了承ください。ご利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分なご理解をいただけるよう努めます。

- 1 「切迫性」 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- 2 「非代替性」 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- 3 「一時性」 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

⑥ご面会 9:00～19:00（平日）9:00～17:00（土日祝）

入口玄関でスリッパにお履き替えいただき、必ず受付前の来客簿にご記帳のうえ、ご面会をお願い致します。また、風邪気味の方、または下痢症状や嘔吐症状をお持ちの方の面会は感染症蔓延防止対策のためご遠慮させていただきます。

⑦食品類の持ち込み

ご面会の方によるご利用者への食べ物の持ち込みは、ご遠慮頂いております。当施設としまして衛生、栄養面を考慮し医師・看護師・管理栄養士が医学的に管理させていただいております。お持込ご希望の場合は、ご家族の付き添い時間内で食べきれる範囲内でお願ひします。その際、何を召し上げられたかをサービスステーションへご連絡ください。持ち込み食品が原因の食中毒や類似した症状の責任は負いかねます。

⑧外出・外泊

外出・外泊をご希望の時は、3日前までにサービスステーションまたは支援相談員にお申し出の上、申請書にご記入ください。30分以内のお散歩程度であれば、サービスステーションにご相談ください。

- ・外出は原則9:00～19:00の間でお願ひします。
- ・外出、外泊時に施設の車イスをお貸し出しはできませんのでご了承ください。
（レンタル事業所のご紹介いたしますのでご相談ください。）
- ・外泊時の日用品類のご提供は行なっておりませんので、ご家族でご用意をお願いします。
- ・外出中にお時間の変更がございましたら、お電話にてご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡がない場合は責任を負いかねますのでご了承ください。

⑨外出、外泊時の施設外での受診

入所前におかかりになっていた医療機関は休止中となっております。これは外泊中でも同様です。外泊中に医療機関にかかる必要性が発生した場合は、当施設にご連絡ください。当施設の医師の指示により、上記の協力医療機関を受診していただくことになります。緊急性のある場合は先に医療機関へ搬送してください。その後施設宛電話連絡してください。

⑩飲酒・喫煙

当施設では、飲酒・喫煙はご遠慮いただいております。

⑪電話について

原則、ご家族からご利用者あての電話のお取次ぎはお受けしておりません。個人情報保護上折り返しお電話させていただくため、お名前とご連絡先をお聞きすることがありますので予めご了承ください。また、ご利用者には各階に公衆電話を設置しておりますのでご利用ください。

（テレフォンカードの使用はできません）

⑫金銭、貴重品の管理

ご利用者には、現金・貴重品・装飾品の持ち込みを禁止とさせていただきます。当施設ではお預かりできませんので、ご家族にお持ち帰りいただきます。（紛失等のトラブルについて当施設は責任を負いかねます。ご了承下さい）

⑬所持品・備品等の持ち込み

日常生活に必要な最低限の物のみでお願いいたします。また、持ち物すべてに『施設名』『お名前』を油性マジックで所定の箇所に表示願います。尚、衣類に関しましては、白地の布に記入の上、縫い付けて下さい。詳細につきましては別紙ご参照下さい。

(例) 「渚 鈴木一郎」

所定の場所とは

肌着・Tシャツ・パジャマ上・ポロシャツ 等 表地の前身ごろの裾辺り
パンツ・ズボン・パジャマ下 等 表地の右上
その他 判別しやすい個所

・電気製品の持ち込みについて

テレビ、ラジオ等の持ち込みは可能ですが、設置、故障修理等はご家族でお願い致します。
(持ち込むテレビの大きさは14インチ画面位まで、アンテナコードは3m位の長さの同軸ケーブルでお願いします。アンテナコンセントの差込みはRF型プラグです。)尚、同室にご利用者がおりますので、テレビ・ラジオ等にはイヤホンをお持ちください。持ち込み備品の修理につきましては当施設では責任を負いませんのでご家族対応をお願い申し上げます。

⑭サービスステーションについて

各階にサービスステーションがあります。ここには、看護師・介護士が24時間待機しております。ご利用者が日常生活をおくるうえで、何か不安な点等がございましたら、遠慮なくお申し出下さい。

⑮禁止事項

- ・当施設では、多くの方に安心して療養生活をおくっていただくために、ご利用者やご家族の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止と致します。
- ・施設内に犬・猫などのペットを持ち込むことは衛生管理上禁止とさせていただきます。
- ・ご利用者またはご家族からの施設職員への贈り物等はご遠慮させていただきます。
- ・他のご利用者へ迷惑行為となるような事は禁止とさせていただきます。

⑯施設内事故

当施設内で事故等があった場合は、即時の対応およびご家族へ連絡するとともにご利用者の管轄する市町村への届け出を致します。

⑰非常災害対策

- ・防災設備 火災報知器、スプリンクラー、屋内消火栓、消火器、非常用通報装置
非常灯、非常飲食料
- ・設備点検 業者による定期点検（年2回） 総務職員による巡回点検（毎日）
- ・避難通路 施設内、2方向階段
- ・防災訓練 年2回実施（春・秋）
- ・防災計画 届出済み（茅ヶ崎市消防本部）

⑱個人情報の取扱に関して

ご利用者の尊厳を守り、安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を施設内掲示の「個人情報の利用目的」のとおり定めます。運用都合上、居室のネームプレートは表示させていただきます。ご利用者の電話による所在確認は一切お答えいたしておりません。

⑱介護保険証等の保険証類のご提示について

【受給資格確認】

ご契約時に利用開始日から有効な介護保険証をご提示ください。被保険者資格・要介護認定有効期間等を確認させていただきます。第1号被保険者（65歳以上）の方は介護保険証のご提示がないとご利用できません。第2号被保険者（40～64歳）の方は、特定疾病により介護が必要であると認定された方はご利用いただけます。要支援の方のご入所はご利用いただけません。

【認定申請（更新手続き）について】

継続して介護保険受給資格を得るためには要介護認定の更新が必要になり、介護保険証の有効期間が満了する60日前より更新申請の手続きが行えます。当施設ではご家族からお申し出がない限りご本人の住民票のある市区町村への更新申請手続きを行います。ご不明の点は施設ケアマネージャーまでお気軽にお問い合わせください。

8. 相談窓口、苦情対応

①当施設のサービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応致します。

ご利用者様相談窓口 支援相談員・施設ケアマネージャー	電話番号：0467-84-6609（直通） FAX番号：0467-84-6651 対応時間：9：00～17：00（平日）
施設料金に関するお問い合わせ 総務課	電話番号：0467-84-6650（代表） FAX番号：0467-84-6651 対応時間：9：00～17：00

②公的機関においても、次の機関において苦情申し立てができます。

介護保険相談窓口	名称 茅ヶ崎市役所 高齢福祉介護課 所在地 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 電話番号 0467-82-1111 FAX番号 0467-82-1435
	名称 寒川町役場 高齢介護課 所在地 高座郡寒川町宮山165 電話番号 0467-74-1111 FAX番号 0467-74-9141
	名称 藤沢市役所 介護保険課 所在地 藤沢市朝日町1-1 電話番号 0466-50-3527 FAX番号 0466-50-8443
	名称 神奈川県国民健康保険団体連合会 所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447（苦情専用） 利用時間 8：30～17：15（土日祝年末年始除く）

9. その他

- ・施設職員へのお心づくしにつきまして、ご遠慮させていただいております。
- ・玄関入口に設置してある「ご意見箱」をご利用ください。ご意見・ご希望などをお伺いさせていただくことにより良い施設を運営が行なえるようご検討させていただきます。